

一般財団法人愛知県建築住宅センター
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第30条に基づく認定に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人愛知県建築住宅センター手数料に関する規程」第8条に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条に基づく性能向上計画認定）に係る技術的審査料金について必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 「一般財団法人愛知県建築住宅センター（以下「センター」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条に基づく認定に係る技術的審査業務規程」第12条に定める技術的審査料金（以下「料金」という。）は、1件につき、次に掲げる額とする。

(税込) 単位：円

建築物の種類			料金
一戸建住宅			41,800
一戸建住宅（木造以外及び混構造）			59,400
共同住宅等、複合建築物の住宅部分	1棟の総戸数	1住戸	59,400
		2戸以上10戸以下	78,100+4,400×M
		11戸以上20戸以下	108,900+3,300×M
		21戸以上	見積り

※ Mは、1棟の全体戸数を示す。

※ センターが発行した次の各号に該当する書類（当該業務が求める性能値を有するもの）のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は16,500円、共同住宅等は上記の料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ 住宅性能証明書
- ④ B E L S評価書
- ⑤ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑥ フラット35設計検査に関する通知書
- ⑦建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ⑧建築確認済証（ただし、センターで省エネ基準の審査をおこなったものに限る）

二 非住宅建築物の料金は、下記による。

(税込) 単位：円

	延べ面積	用途区分		
		ホテル、病院、集会所等	工場等	左記以外の建築物
モデル建物法	100㎡以下	70,400	35,200	63,800
	100㎡を超え200㎡以下	88,000	44,000	81,400
	200㎡を超え300㎡以下	143,000	55,000	101,200
	300㎡を超え500㎡以下	165,000	66,000	114,400
	500㎡を超え1,000㎡以下	187,000	72,600	129,800
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	257,400	77,000	171,600
	2,000㎡を超え3,000㎡以下	343,200	132,000	301,400
	3,000㎡を超え4,000㎡以下	371,800	143,000	330,000
	4,000㎡を超え5,000㎡以下	387,200	176,000	358,600
	5,000㎡を超え10,000㎡以下	444,400	231,000	400,400
	10,000㎡を超え20,000㎡以下	530,200	264,000	486,200
	20,000㎡を超え50,000㎡以下	715,000	363,000	629,200
標準入力法 (主要室入力法を含む)	100㎡以下	211,200	105,600	191,400
	100㎡を超え200㎡以下	264,000	132,000	244,200
	200㎡を超え300㎡以下	429,000	165,000	303,600
	300㎡を超え500㎡以下	495,000	198,000	343,200
	500㎡を超え1,000㎡以下	561,000	217,800	389,400
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	772,200	231,000	514,800
	2,000㎡を超え3,000㎡以下	1,029,600	396,000	904,200
	3,000㎡を超え4,000㎡以下	1,115,400	429,000	990,000
	4,000㎡を超え5,000㎡以下	1,161,600	528,000	1,075,800
	5,000㎡を超え10,000㎡以下	1,333,200	693,000	1,201,200
	10,000㎡を超え20,000㎡以下	1,590,600	792,000	1,458,600
	20,000㎡を超え50,000㎡以下	2,145,000	1,089,000	1,887,600

※ 延べ面積は建築基準法の規定による。

※ 延べ面積が 50,000 ㎡を超える場合は、別途見積りとする。

※ 上記以外の評価方法の場合の料金は、別途見積りとする。

※ 上記用途区分の詳細については、別に定める。

※ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用する。

※ センターが発行した次の各号に該当する書類（当該業務が求める性能値を有するもの）のいずれかと併願の場合、上記の料金の 2 分の 1（100 円未満切捨て）とする。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ② B E L S 評価書
- ③ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

三 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物の料金は、一号及び二号で算出した料金を合計した料金とする。

2 センターで適合証が交付された後の新築等工事途中に行う計画の変更に係る技術的審査料金は、一号及び二号、三号で算出した料金の2分の1（100円未満切捨て）とする。ただし、適合証に表示する内容の誤記修正等の場合は、6,600円とする。

（再発行に係る料金）

第3条 適合証の再発行に係る料金は、1通につき5,500円とする。

（料金の減額）

第4条 次の各号のいずれかに該当する申請は、第2条の料金を減額できるものとする。

- 一 30日以内に10件以上の審査の依頼が見込めると認められるときで、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 二 住宅設計がほぼ同一仕様である申請が一定数以上あり、審査が効率的に実施できると認められるとき。
- 三 その他審査が効率的に実施できると認められるとき。

（その他）

第5条 第2条から第4条までに該当しない場合は、別途見積りとする。

（附則）

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年11月18日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月20日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。